

産業団地を核としたサーキュラーエコノミー推進事業業務委託仕様書

注1 この仕様書は、企画提案書作成用である。

注2 企画提案競技後、埼玉県は、業務委託先候補事業者と仕様について協議を行う。協議が整った場合は、仕様書を修正の上、業務委託契約を締結する。

1 委託業務名

産業団地を核としたサーキュラーエコノミー推進事業業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

3 目的

埼玉県では企業活動のサーキュラーエコノミーへの転換を図るため、「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」を埼玉県産業振興公社（以下「公社」という。）に設置し、県内企業等のマッチングによりビジネスチャンスの創出を図っているところである。

本業務は、資源やエネルギーの効率的な利用や廃棄物のリサイクル等のサーキュラーエコノミーの取組を推進するため、企業が集積する産業団地を中心とした取組事例の創出を目的とする。

4 委託業務内容

（1）産業団地の情報収集及び事業周知

ア 産業団地情報の整理

県内産業団地について団地規模や立地企業の特徴などを委託者と協議の上、整理すること。

イ 事前説明会の実施

県内産業団地を対象とした本事業に関する事前説明会を実施すること。実施に当たっては、委託者と協議の上、行うこと。

（2）伴走支援対象の選定

ア 意向調査の実施

（1）の産業団地への周知を踏まえ、伴走支援対象の候補を選定するための本事業に関する意向調査を県内産業団地に対して実施すること。実施に当たっては、委託者と協議の上、行うこと。

イ 伴走支援対象とする企業グループの組成

「ア 意向調査の実施」を踏まえ、同一の県内産業団地に立地する複数企業によるグループを組成し伴走支援対象とすること。グループの組成に当たっては、当該企業が持つサーキュラーエコノミーに関して共通する課題やニーズ等を整理し、委託者と協議の上、実施すること。

グループの組成目標数を 10 グループ以上 とし、グループの属性（共通する課題やニーズ、地域等）が偏らないようにすること。また、1団地につき1グループを基本とすること。

（3）伴走支援の実施

ア 伴走支援の実施

（2）の伴走支援対象の選定により組成したグループに対して、サーキュラーエコノミーの取組について事業化に向けた伴走支援を行うこと。伴走支援に当たっては、当該グループが属する産業団地内企業との連携可能性のほか、近隣地域等における企業連携可能性についても支援を行うこと。

伴走支援に当たっては、委託者及び公社と協議の上、実施すること。

イ 伴走支援に関する成果の検証・分析

実施した伴走支援について、他事例への応用可能性を含め、成果の検証・分析を行うこと。

（4）報告書の作成

（1）～（3）に係る報告書及びその概要版を作成し、電子媒体（Microsoft Office 形式及び PDF 形式）により、令和 9 年 3 月 15 日（月）までに提出すること。

報告書の内容については、県内の他の産業団地等への横展開に資するものとし、事前に委託者の承認を受けること。

5 委託業務スケジュール

「4 委託業務内容」に係る業務スケジュールについては、委託者と協議の上、決定すること。

6 留意事項

- （1）本委託業務の遂行に当たっては、提案内容に基づき委託者と電子メール等で調整を図りつつ進めるものとする。
- （2）受託者は、適切な事業推進体制と作業スケジュールにより業務を実施することとし、進捗状況の確認や情報共有等のため、契約を締結した月から令和 9 年 3 月までの間で月 1 回以上の定例会議（原則オンライン）を開催する。
- （3）本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- （4）受託者は、本委託業務の遂行により知り得た情報等を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- （5）受託者は、本委託業務の遂行により知り得た情報等を複写又は複製してはならない。
- （6）本委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、委託者の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用を受けるものとする。本委託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を委託者に報告しなければならない。
- （7）本委託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を委託者に報告しなければならない。
- （8）本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。
- （9）本業務に係る経費は、報告書の作成、発送経費等を含め、原則として全て委託金額に含まれるものとする。
- （10）成果品の権利は委託者に帰属するものとする。

(11) 業務実施上疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項については、別途協議の上定めることとする。